

## 消費税の軽減税率制度説明会のご案内

横浜南税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日	時間	開催場所	定員
令和元年 8 月 23 日(金)	15:00~16:00	横浜南税務署 5階会議室 (横浜市金沢区並木 3-2-9)	50 名
令和元年 9 月 5 日(木)			
令和元年 10 月 28 日(月)	14:00~15:30		
令和元年 10 月 29 日(火)			

○ 駐車場は限りがございますので、公共交通機関等をご利用ください。

○ お問合せ先

横浜南税務署 法人課税第1部門 電話 045-789-3731 (代表)

※お電話の際は、自動音声案内に従って「2」を選択してください。